

## 浜松市自治会功労者感謝状贈呈規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、自治会活動に顕著な功績を収め市勢の進展に貢献した者に感謝状を贈呈することについて必要な事項を定める。

### (要件)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に感謝状を贈呈する。

- (1) 浜松市自治会連合会の進展に貢献し、その功労特に顕著な者
- (2) 浜松市自治会連合会の役員として3年以上その職にあって退職した者
- (3) 自治会長として引続き5年以上、又は通算7年以上その職にあって退職した者
- (4) 浜松市自治会連合会の周年記念式典が開催される年度に自治会長として9年以上その職にあって現職の者

2 市長は、感謝状の贈呈を決定しようとするときは、浜松市自治会連合会の意見を聴くものとする。

### (贈呈)

第3条 感謝状の贈呈は、浜松市自治会連合会の定期総会等において行う。

- 2 感謝状に添えて記念品を授与する。
- 3 贈呈しようとする者が死亡しているときは、その遺族代表者に感謝状及び記念品を贈るものとする。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。